

学校いじめ防止基本方針

令和5年4月
(平成30年4月改訂)

神奈川県立横須賀工業高等学校

神奈川県立横須賀工業高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えてしまいます。また、いじめを受けた生徒の生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れもあります。

したがって、本校では全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、生徒とその周りを取り巻く大人が一丸となり取り組むことが大切であると考えます。

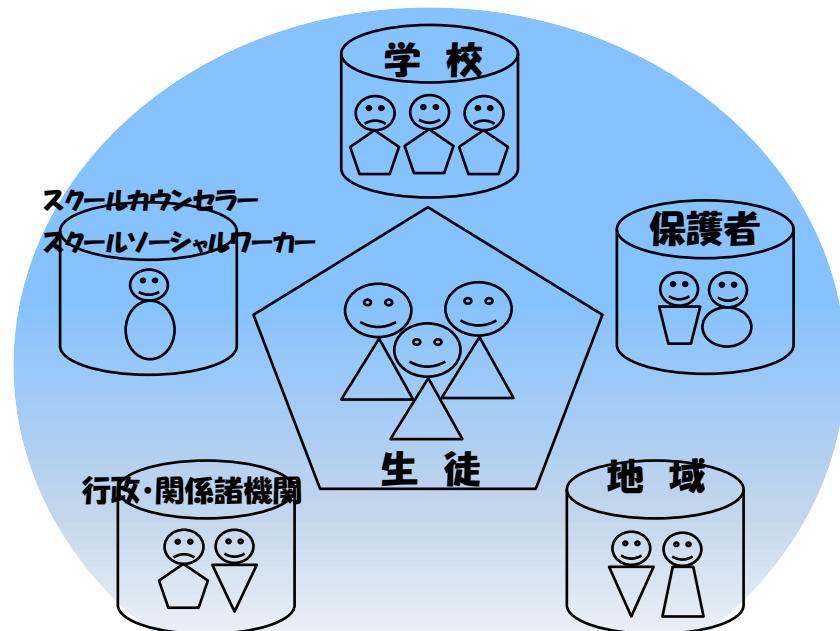
(いじめの防止と禁止)

本校の生徒は、友達をはじめ周囲のいろいろな人たちと日頃からコミュニケーションを積極的に取り、おたがいに助け合う気持ちを大切にし、いじめのない環境をつくるなければなりません。

教育活動全般を通じて、「いじめは絶対に行ってはならない。」ということを生徒に周知・徹底します。

(学校及び職員の責務)

横須賀工業高等学校では、「コミュニケーションリング」という名称をつけ、生徒を中心に、周りを取り巻く大人（学校、保護者、スクールカウンセラー、地域、行政機関など）が常日頃から、おたがいに積極的かつ自然にコミュニケーションをとりながら、アンテナを高く保ち「こども達の小さな変化や行動」に気を配ることで「いじめを未然に防止」することを、主眼に置きます。



[コミュニケーションリング]

2 いじめ防止等に関する内容

(1) いじめ未然防止のための取り組み

- ・いじめは決して許されないという共通認識をもち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応すること。
- ・生徒との日頃の何気ない会話を大切にし、職員と生徒の信頼関係をつくりあげること。
- ・「生徒の様子の変化」を見逃さず、「見守ってゆく」ためにも校務の効率化をはかり、生徒と関わる時間を多くする様努めること。
- ・キャリア教育の充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進に努める
- ・生徒一人ひとりが、いじめ防止について考える機会を設け、自主的に考え議論し、行動する機会を設けるなど、いじめ防止に資する生徒活動の支援を行うこと。
- ・職員間のコミュニケーションを大切にし、常日頃からの「生徒の様子の変化」にアンテナを高く保つこと。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者や地域住民との連携を深め、地域全体で生徒を見守ってゆく体制作りをする。
- ・学校は生徒に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努めます。
- ・特に配慮が必要な生徒※に係るいじめについては、当該生徒の特性を踏まえ、日常的に適切な支援を行なうとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
※ 発達障害を含む、障がいのある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、外国につながりのある生徒、性同一性障害に係る生徒や「性的マイノリティ」とされる生徒、東日本大震災や原子力発電所事故等により避難している生徒を含みます。

(2) いじめ早期発見のための取り組み

- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性※に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。
※ いじめられても、いじめを受けた生徒がいじめを訴えない場合やいじめを否定する場合があるため、注意深く状況を把握する必要があります。
- ・職員間の何気ない日頃の会話からいじめを発見するケースが多く、そのためにも積極的にコミュニケーションをとり、情報の共有に努める。
- ・職員は、生徒に積極的に声をかけ「生徒の様子の変化」に気づくよう心がける。
- ・「組織A」でのメンバーを中心に定期会議を行い、いじめ防止についての啓発と情報交換に努める。
- ・生徒および保護者からのいじめに係わることについて、学校に気軽に相談できるような体制作りをする。
 - ① スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用
 - ② いじめ相談窓口の設置
第一義には、担任だが、「生徒が相談しやすい先生」全員とする。(教育相談コーディネーター・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・養護教諭等)
 - ③ 担任を中心とした連絡体制の充実。
 - ④ 「生徒が相談しやすい先生」を見つけられるよう、全職員で日頃からのコミュニケーションを大切にする。
- ・いじめの防止等のための対策に関する実践的な研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。
- ・いじめアンケート調査を定期的に行い、情報収集に努めること。

(3) いじめに対する取組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合はすぐにいじめをやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・いじめの事実が確認された、あるいはいじめの疑いがある場合、または、いじめが解消に至っていない場合には、いじめを受けた生徒をいじめが解消するまで守り通し、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめに係る情報については、適切に記録します。
- ・いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- ・いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。
- ・いじめを行った生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導します。なお、いじめられた生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することもあります。
- ・いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぎます。なお、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること（期間は少なくとも3ヶ月を目安とする）。
 - ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

また、生徒が自らインターネットを通じて行われるいじめを防止する意識を持って、主体的に考え、行動する取組みを進めます。

(5) 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、教職員の孤立やいじめの抱え込み防止、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校の評価に位置付けるよう努めます。

3 「組織A」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「組織A」を設置し、学期に1回程度開催します。いじめについて組織的に対応することにより、特定の教職員で問題を抱え込みます、複数の者による状況の判断をします。また、この組織が、いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると生徒から認識されるようにします。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

(1) 「組織A」の構成

管理職・担任・生活指導支援グループ・養護教諭・教育相談コーディネーター・学年リーダー・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等

※ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、自らその一員であることを生徒及びその保護者等に積極的に伝える取組を行うものとします。

(2) 活動内容

- ・常に情報収集と情報交換を行い、定期的にまとめの場を持ち（定期開催）情報の共有化を図る。
- ・いじめ事案の記録・報告
- ・いじめに関する実践的な教職員研修等の実施
- ・いじめに関する生徒、保護者及び地域に対する情報提供・意識啓発

4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「組織B」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「組織B」の構成

管理職・担任・生活指導支援グループ・養護教諭・教育相談コーディネーター・学年リーダー等に加え、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーまたは学校心理士、警察機関

※ 事案内容により構成員については柔軟に検討し、校長が任命する。

※ 組織を構成する第三者の参加については、教育委員会と検討し構成員を決定する。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
 - ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
 - ・神奈川県教育委員会への調査結果報告
 - ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出
- ※ いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適正に対応します。
- ※ 調査結果については、いじめを受けた生徒およびその保護者の意向等を踏まえて、特段の支障がなければ公表を行います。